

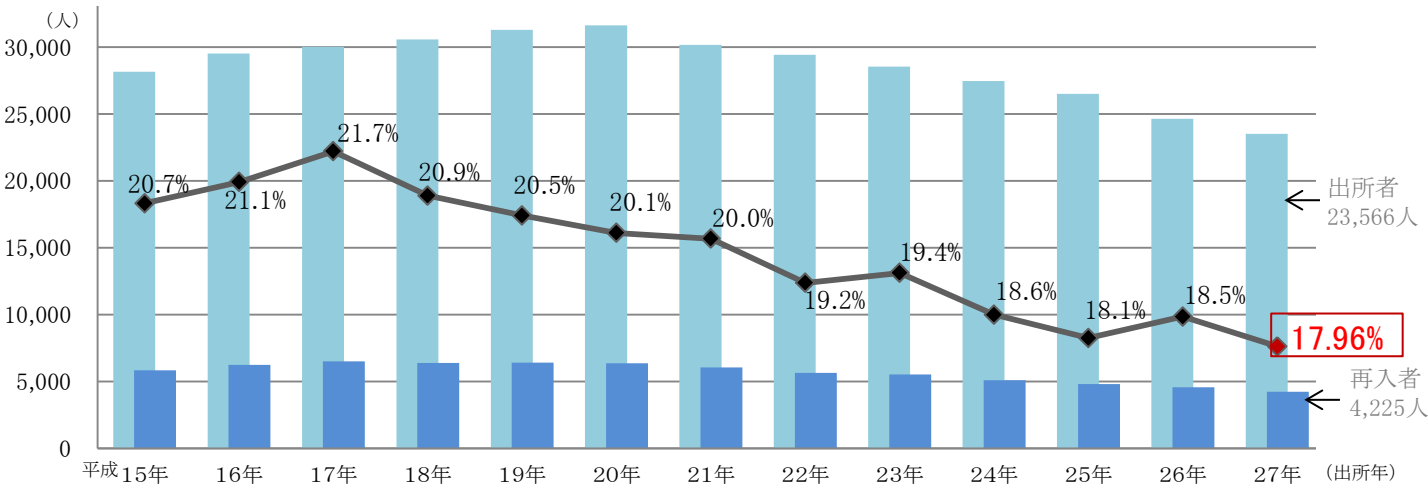
「再犯防止に向けた総合対策」・5年間の成果と課題①

(平成24年犯罪対策閣僚会議決定)

政府一丸となった再犯防止対策により、刑務所出所者の再入率は着実に減少

「再犯防止に向けた総合対策」の数値目標(平成33年までに16%以下にする)達成に向け、着実に推移

<平成15年以降の出所者数・2年以内再入者数と2年以内再入率の推移>

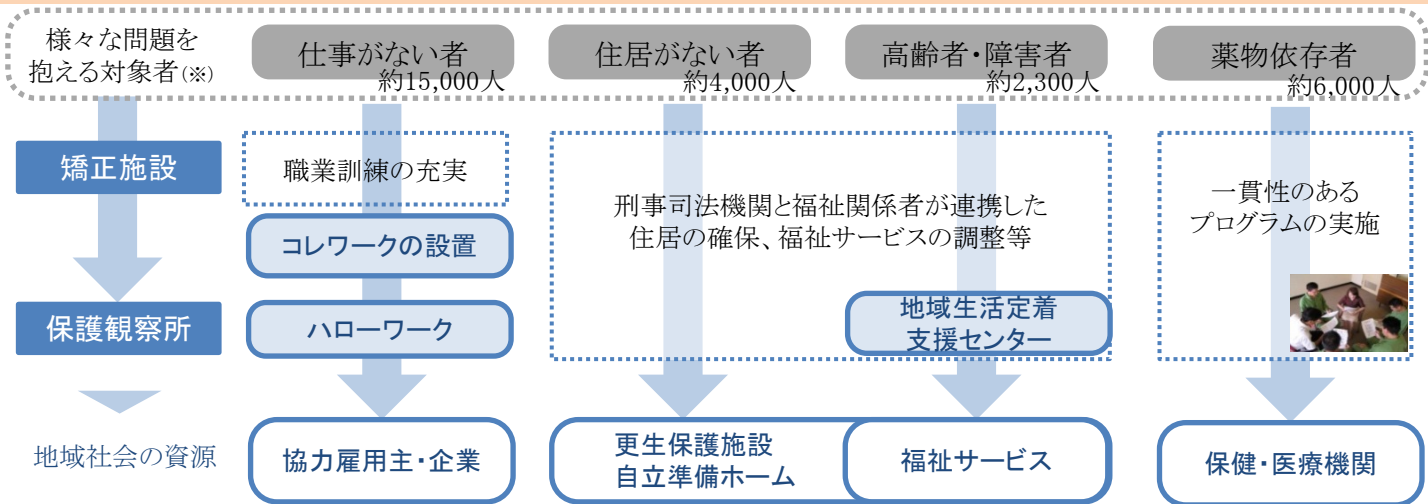


総合対策策定前と比較して、いずれの罪名についても刑務所出所者の2年以内再入率は低下。

<基準値(H18-22の平均)とH27年出所者の罪名別2年以内再入率>

窃盗	27.3% → 23.2%	詐欺	23.0% → 13.6%	強盗	9.4% → 7.5%
覚せい剤	20.4% → 19.2%	傷害・暴行	17.4% → 16.2%	強姦・強制わいせつ	9.8% → 6.3%

特に福祉・就労の分野において、矯正施設・保護観察所の指導・支援と地域社会の資源をつなげる仕組みが整備されたことにより、必要な支援につながる者が増加。



地域社会の支援につなげた者

就職者数	1,894人 (H23年度) → 2,790人 (H28年度)	特別調整により福祉サービスにつながった者(高齢・障害)	274人 (H23年度) → 468人 (H28年度)	依存症治療拠点の全国整備	平成29年度から依存症治療拠点の全国整備に係る費用を措置
実雇用の協力雇用主数	285社 (H23.4.1) → 774社 (H29.4.1)	更生保護施設による特別な支援につながった者(高齢・障害)	1,021人 (H23年度) → 1,509人 (H28年度)		

※ 平成27年入所受刑者の数字を基に作成。高齢者・障害者は、高齢者の数を計上。

「再犯防止に向けた総合対策」・5年間の成果と課題②

(平成24年犯罪対策閣僚会議決定)

平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が成立・施行

→ 以下の新たな視点を踏まえ、本年中に「再犯防止推進計画」を策定

<再犯防止推進に関する新たな視点>

■ 刑事司法のあらゆる段階における立ち直りに向けた指導・支援の実施

矯正施設における処遇及び保護観察の充実強化策にとどまらず、起訴猶予となる者、罰金や執行猶予となる者、満期釈放者等も含めた刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階を通じて、一人一人の特性に応じ、立ち直りに向けた指導・支援を実施することが求められている。

■ 国だけでなく、地方公共団体にも地域の実情に応じた施策を実施する責務

▶ 従来よりも幅広い者を対象に、地域社会において安定した生活を送ることができるよう、国・地方・民間が連携した切れ目のない息の長い支援を実施することが求められている。

<新たな再犯防止のイメージ>

様々な問題を
抱える対象者

仕事がない者

居場所がない者

高齢者・障害者

薬物依存者

警察・検察

不起訴・執行猶予となった者など

保護観察処分・保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者

受刑者・少年院在院者

満期釈放となる者

仮釈放・仮退院となる者

協力雇用主・企業

福祉施設

住宅

教育

保健・医療機関

地域社会の支援

犯罪や非行からの早期の立ち直りに向け、地域社会の中で継続的に支援を受けながら生活

仕事や地域活動の担い手となり、地域社会を支える人材へ